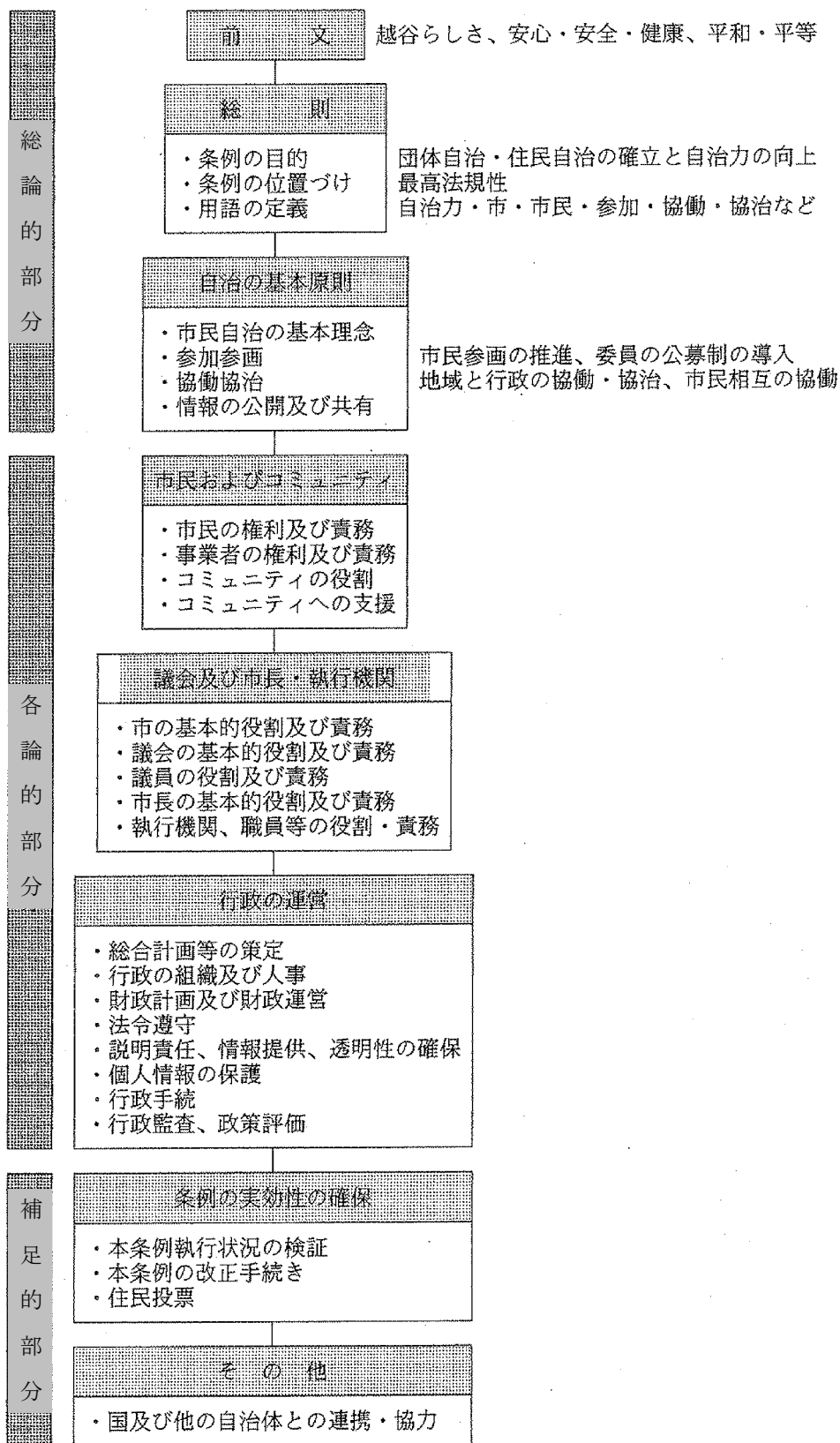


(仮称) 越谷市自治基本条例の構造図



越谷市自治基本条例構成図（案）

前文

第1章 総則

- 第1条 条例の目的
- 第2条 条例の位置づけ
- 第3条 用語の定義
- 第4条 自治の目標（まちづくりの目標）

第2章 自治の基本原則とその推進

- 第5条 参加と協働（委員公募の原則なども入れる）
- 第6条 情報の公開と共有
- 第7条 市民の権利と責務
- 第8条 コミュニティの役割
- 第9条 市の役割

第3章 市議会および市長・行政機関

- 第10条 議会および議員の責務
- 第11条 市長の責務
- 第12条 行政機関の責務
- 第13条 行政機関の運営原則（総合計画などの策定も
いれる）

第4章 市民投票

- 第14条 市民投票

第5章 条例の改正と委任

- 第15条 条例の改正と委任

越谷市自治基本条例構成案

前文

第1章	総則	
	第1条	目的
	第2条	最高規範性
	第3条	用語の定義
第2章	自治の基本原則	
	第4条	参加と協働
	第5条	情報の公開と共有
	第6条	法令の自主解釈
第3章	市民とコミュニティ	
	第7条	市民の権利と責務
	第8条	子どもの権利
	第9条	地域コミュニティ
	第10条	市民活動団体
第4章	市議会と議員	
	第11条	市議会と議員の責務
第5章	市長及び執行機関等	
	第12条	市長の権限と責務
	第13条	執行機関の責務
	第14条	市職員の責務
第6章	行政運営	
	第15条	運営原則
	第16条	行政評価
	第17条	行政手続
第7章	環境	
	第18条	良好な環境の保全と創出
第8章	住民投票	
	第19条	住民投票の発議と請求
第9章	改正	
	第20条	改正の手続

越谷市「自治基本条例」素案（たたき台）

H20.10.17

章	条	柱書	主要キーワード
前文			地域・環境保存 自治力育成・活動成果浸透 相互連帯・共同体運営 福祉・平等・平和 安全、安心
目的	1	市民自治	市民自治に基づく「町づくり」
条例の地位	2	最高規範性	基本的市民権、市民・公務員遵守義務
用語定義	3	用語定義	市民、コミュニティ(共同体)、参加、協働、執行機関
市民自治理念・原則			
	4	基本理念	市民が自治の主権者
	5	基本原則	参加・協働、法令自主解釈、財政自治、情報共有
市民及び市民自治			
	6	市民の権利	行政への参加、情報受発信、安全・安心生活
	7	市民の責務	法令遵守、環境保持、次世代育成
	8	市民	健康維持、相談窓口拡充、社会教育普及
	9	事業者等	中小事業者対策、産業発展・雇用充実
コミュニティ(共同体)			
	10	地域組織	参加障害緩和、年代役割再吟味
	11	市民活動組織	相互活動活性化、地域組織との協働
自治の仕組み			
	12	市民・議会・行政協働	議会行政懇談会への市民参加、市民主導施策実現
	13	住民投票	非常設型

章	条	柱書	主要キーワード
市議会	14	市議会	条例審議・承認、予決算承認
	15	議員	政策立案、情報提供、市政監視
市長・執行機関	16	市長	公選、執行機関責任者
	17	執行機関	法令遵守、特別職公募・公選化
	18	職員	自己研鑽、遵法義務
	19	情報公開	難解用語削減、提供方法の多様化
	20	個人情報保護	適正情報保護
	21	市民意見公募	案件拡大努力、公募推進委員会設置
	22	説明責任	行政内部秘匿案件削減、非公開会議削減
	23	行政手続	回答期限短縮化、簡易な教示説明
	24	財政運営	健全財政、特別会計一本化、地域税検討
	25	総合計画	地域格差対策、人的能力拡大施策
26	附属機関	審議会数・構成再検討、委員公募化、年代・男女平準化	
行政評価	27	政策評価	専門家と市民等の政策評価委員会設置
	28	監査	公募市民を補充して監査機能充実
国等の機関との相関			
	29	相互連携	司法、検察、他自治体との友好関係
条例推進仕組み			
	30	自治基本条例推進会議	実施状況監査、推進勧告
改正			
	31	条例改正	自治基本条例推進会議意見尊重、市長・議会改廃発議
補則			
	32	既存条例との整合	早急に整合する

越谷市自治基本条例 条文の構成（案）

前文 「越谷市は、…」(市の特徴を表わす文章。自然・歴史・文化・産業などを盛り込む)
「越谷市民は、…」(市民が目ざす市の姿を実現させる方向と決意を表わす文章)
「……基本原則として自治基本条例を定める。」

第1章 総則

「基本理念・基本原則を定める」
「最高規範性」

第2章 市民

「市民の定義」
「市民の権利」 市の保有する情報の公開請求、住民投票
「市民の責務」
「市民自治の推進」

第3章 市議会

「市議会の責務」
「市議会の情報公開・情報の市民への周知」
「各種会議の公開」

第4章 行政執行機関

「市長・職員の責務」…公平・公正・誠実・
「市民サービスの向上」
「市民の意見・苦情への対応の責務、説明責任」
「公益通報」
「市民意見の取り入れの仕組み」…「行政の責務」

第5章 市政運営の原則

「基本構想」
「基本計画」 「財政運営計画」 「財政状況の公開と市民への説明責任」
「行政評価」 効率性、公平性、透明性、社会的弱者の保護の評価
「個人情報保護」…過度の個人情報保護による弊害の調整を含む
「危機管理」

第6章 自治の基本原則

「参加と協働の原則」
「住民自治」「市民活動団体」
「国・県・他市町村との対等な協力関係、連携・協力」

第7章 附則

「この条例の施行日」「見直し・確認時期」「改廃の手続き」

◎ 条文は、全体で50条以内とする。

(既に制定された他の市町村の基本条例は概ね上記の条文数だが、越谷市が全国で初めて「電子版条例」(※)を策定することも検討しても良いのではないのでしょうか。)

(※) 条例の説明集ではなく、条例の記載項目をパソコンで検索すると各段階ごとに電子的に表示し、条例は短く表示されるが全体としては百科事典のように使用できる。